

建設現場における「快適トイレ」設置試行要領

1 目的

国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めており、その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置を促進し、職場環境を改善している。

北九州市としても、ワーク・ライフ・バランスの推進により職場環境の改善が図られ、女性のさらなる活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に寄与するものと考えられることから、本要領により建設現場における快適トイレの設置を促進する。

2 促進対象工事

原則として、北九州市が発注する工事（軽微な工事を除く）。

なお、土木工事においては、工場製作などの屋内作業が主となる工事や、現場環境改善費対象外の工事を除く。

3 快適トイレの仕様

本要領でいう「快適トイレ」は、以下の仕様のうち「(1) 快適トイレに求める標準仕様」「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」を全て満たすものとする。なお、「(3) 推奨する仕様、付属品」については、より快適に利用できる仕様であり、実施は任意とする。（別紙参照）

なお、男性と女性が同一の現場で従事する場合は、男女別で各1基ずつ設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5kg 以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィッティングボード
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

4 「快適トイレ」設置の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、工事発注の際に、本要領における「快適トイレ」に関する取扱いについて、現場説明書又は特記仕様書に記載する。

【工事の契約後から竣工まで】

- (2) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置の有無について、監督員と協議を行うものとする。設置する場合は、以下の項目に準じて施工するものとする。
- (3) 受注者は、快適トイレの設置について施工計画書に記載し、様式1「快適トイレ仕様チェックシート」に必要事項を記入の上、パンフレット等の資料と共に監督員へ提出するものとする。
- (4) 受注者は、快適トイレを現場に設置した後、様式2「快適トイレ設置報告書」に必要事項を記入した電子データと、見積書（写し）及び設置写真を監督員へ提出するものとする。
- (5) 監督員は、設置された快適トイレを現場（やむを得ない場合は机上）にて「快適トイレ仕様チェックシート」によりチェックを行う。
- (6) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、速やかに監督員へ報告するものとする。
- (7) 監督員は、報告をもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。（計上する費用は、「5費用の積算計上」による。）
- (8) 監督員は、「仕様チェックシート」と「設置報告書」を工事事蹟につづり保管する。

5 費用の積算計上

- (1) 快適トイレの費用は、共通仮設費（土木・プラント工事は営繕費）に積上げ計上する。
- (2) 快適トイレの積算上の費用は以下のとおりとする。
- ① 快適トイレの費用は、1基当たり〔45,000円/月〕を上限額とし、女性が現場で働く場合は、男女別で1基ずつ計2基まで計上〔90,000円/2基・月が上限〕できるものとする。
 - ② 計上費用は、「上限額〔45,000円/基・月〕」と「積算上の差額」とを比較し、いずれか安い方とする。
※「積算上の差額」：快適トイレ設置に要する費用から10,000円/基・月（従来品仮設トイレ）を除いた額。なお、快適トイレの費用は、実勢価格で算出。
 - ③ ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで〔90,000円/棟(2基)・月〕を上限額として計上可能とする。
 - ④ 土木工事の受注者は、積算上限額を超える費用について、現場環境改善費（率分）対象としてよい。
- (3) 積算の具体的な計上方法については、以下の例のとおりとする。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 60,000円/基・月の場合（積算上の差額 50,000円）
→ 積算で計上する費用：45,000円/基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000円/基・月の場合（積算上の差額 30,000円）
→ 積算で計上する費用：30,000円/基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
男女別入口の一体型ハウス 100,000円/棟(2基)・月の場合（積算上の差額 80,000円）
→ 積算で計上する費用：80,000円/棟(2基)・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
男女別入口の一体型ハウス 200,000円/棟(2基)・月の場合（積算上の差額 180,000円）
→ 積算で計上する費用：90,000円/棟(2基)・月

6 適用

本要領は、平成30年10月1日以降に起工する工事から適用する。ただし、既に起工又は契約されている工事であっても受注者から申出があったものについては、本要領に基づき変更で対応することができるものとする。

7 現場説明書・特記仕様書の記載例

【現場説明書】営繕工事の場合

『現場説明書』に以下の内容を追記する。

快適トイレの設置

本工事は、快適トイレ設置促進工事であるため、受注者が施工現場に快適トイレの仕様基準を満たす仮設トイレを設置する場合は、増額変更の対象となる。

なお、快適トイレの仕様及び変更額については、事前に監督員と十分に協議を行うこと。

【特記仕様書】土木・プラント工事の場合

第〇〇条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1 内容

受注者は、快適トイレの設置を協議により行う場合は、施工現場付近に以下の①～⑪の仕様を全て満たすトイレを設置することとする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、実施は任意とする。

また、女性が現場で働く場合は、男女別で各1基ずつ設置するものとする。

なお、NPO 法人日本トイレ研究所が認定した快適トイレの設置が望ましい。

【快適トイレに求める標準仕様】（必ず実施）

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5kg 以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】（必ず実施）

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】（より快適となるもので実施は任意）

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ フィッティングボード
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

2 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置の協議が整った場合は、上記「1 内容」を満たすことを示す書類を添付し、監督員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、上限 45,000 円／基・月（男女別で設置する場合、上限 90,000 円／2 基・月（1 基ずつ計 2 基まで））を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ計 2 基／工事までとする。また、運搬・設置・撤去等は共通仮設費（率分）に含むものとし、2 基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率分）対象を想定しており、別途計上は行わない。